

平成 22 年 5 月 26 日

お客様各位

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 15 番 5 号

株式会社小林洋行 外国為替部

本件お問い合わせ先 0120-5884-45

### 小林洋行「ドルフィンFX(店頭取引)」の約定速度についてのご報告

平素は、小林洋行をご愛顧いただきまして、ありがとうございます。本年5月以降、お客様からのご質問が多かった当社「ドルフィンFX(店頭取引)」の約定速度につきまして、調査結果が届きましたのでご報告いたします。

#### 【調査結果】

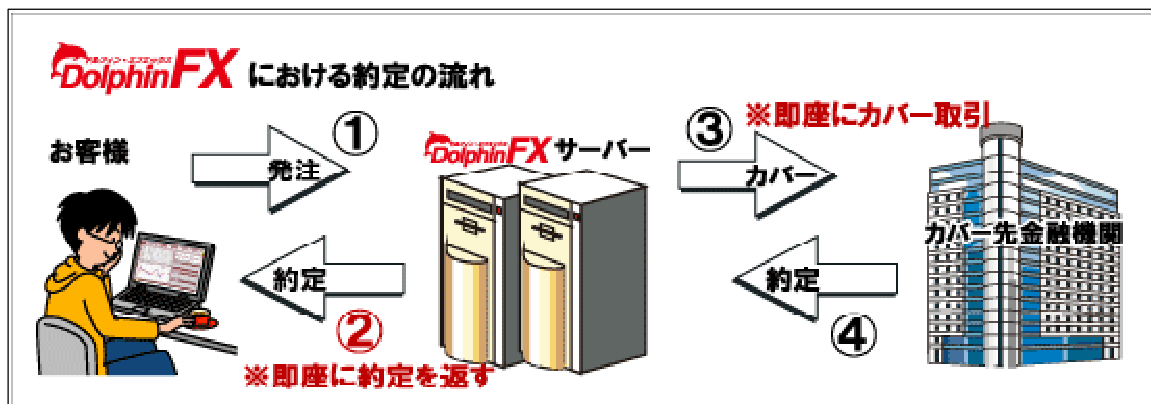
期間:平成 22 年 1~4 月の各月平均

結果:1月:0.184秒 2月:0.254秒 3月:0.216秒 4月:0.226秒

当社「ドルフィンFX(店頭取引)」の約定速度は、4ヶ月間平均で 0.22 秒。この約定速度は、FX業界でも最高速に位置するものと自負いたしております。

#### 【「ドルフィンFX」の取引システムの特長】

「ドルフィンFX」の取引システムの特長は、①お客様の約定を最優先としているため、発注クリックから約定速度が速いことから、お客様が狙ったレート(当社提示価格)での売買が可能になり、為替相場の大きな価格変動時でも、スリッページ注文を有効に活用することができます。②スリッページが発生しにくい取引システム(※)であるということです。従来型のカバー取引優先のシステムでは、お客様の約定が最後となりますので、大きな価格変動時には約定価格が大きく乖離する場合があります。



上図のようにお客様の約定を優先させていけば、その後は当社とカバー先金融機関との取引を残すのみとなりますので、お客様が不利なレートで約定させられるようなことはありません。

(※逆指値注文においてはスリッページが発生する場合があります)

引き続き、当社はお客様に快適な取引システムを提供できるよう努めてまいります。

## 【外国為替証拠金取引「ドルフィンFX」について】

本取引は当社がおお客様の取引の相手方となる店頭為替証拠金取引（OTC取引）で、元本や収益が保証された取引ではなく、取引対象である通貨の価格及びスワップポイントの変動等により損失が生ずることがあります。又、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、通貨の価格等の急激な変動により、その損失の額が証拠金の額を上回る可能性があります。お取引を開始するにあたっては契約締結前交付書面等を十分にお読み頂き、ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

【取引手数料】●取引数量、期間に関わりなく無料（0円）です。但し、お客様の相対取引先となる当社が提示する為替レートにおいてビッド価格とオファー価格にはスプレッド（価格差）があります。

【証拠金について】●各通貨ペアの為替レート水準により決定され、おおむね証拠金額の20倍～150倍の範囲内で日本円にて各設定がされています。取引証拠金は取引単位（1単位）あたり1万円コース・3万円コースを取引のつど選択できます。尚、平成22年8月1日よりリバレッジが50倍以下になるように証拠金額の設定を変更します。●将来の為替相場の変動によっては、証拠金の額が変更される場合があります。その際は未約定注文ばかりではなく、既にお持ちのポジション（建玉）にも変更後の証拠金が適用されます。

【リスク等の重要事項について】●ロールオーバー方式により決済日が自動延長され、スワップポイントの受払いが延長日数に応じて、そのつど行われます。取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。また、ロールオーバーにより未決済ポジションの約定価格はロールレートに更新され差損益金はそのつど発生します。●外貨ペア取引においては、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、日本円との為替リスク（コンバージョンリスク）があります。●取引による損失の拡大を未然に防ぐために、自動ストップロス制度によりお客様の有効証拠金比率が70%以下になった場合には反対売買により決済する仕組みになっていますが、取引対象である通貨の価格の急激な変動により、その損失の額が取引証拠金の額ばかりでなく預り証拠金額全額を上回る可能性があります。●相場状況の急激な変動時等には取引量が少なくなり、提示するレートのスプレッド幅が広くなったり、取引レートが提示されずに意図したとおりの取引ができない等の不測の損害が発生する可能性があります。●本取引は当社の提供するオンライントレードのみの取扱いとなります。（電話取引の取扱いはありません。）当該取引に係るシステム又は、当社及びお客様の通信機器や通信回線等が正常に作動しないこと（障害の発生）により、一定期間においてお客様の取引が困難あるいは不可能になる可能性があります。●本取引に関しては注文執行後において当該注文の成立に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。●お客様からお預かりした受入保証金は所定の保全信託必要額の差替日までにソシエテジェネラル信託銀行に金銭信託され、分別保管されます。●当社が万一破綻した場合でもソシエテジェネラル信託銀行に金銭信託された本取引に係るお客様資金は保全されます。但し、所定の保全信託必要額の差替日前で金銭信託されていない資金については信託の保全対象外となり、返還が困難になることで、損失が生じるおそれがあります。

## 【金融商品取引業者】

株式会社小林洋行 本店 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-15-5 TEL:03-6892-0035

登録番号 関東財務局長（金商）第 269 号

当社は第一種および第二種金融商品取引業者であり、社団法人金融先物取引業協会に加入しております。

## 【株式会社小林洋行プロフィール】

設立 1949(昭和 24)年 3 月 26 日

代表 代表取締役社長 細金 成光

業務 金融商品取引業及びその付帯業務

ホームページ <http://www.kobayashiyoko.com/>